

◎新潟県告示第66号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年1月24日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
令和6年12月20日
- 3 指定道路の位置等

| 位 置                              | 幅員（メートル） | 延長（メートル） |
|----------------------------------|----------|----------|
| 糸魚川市一の宮二丁目965番1の内、965番4の内        | 6.00     | 20.36    |
| 965番1の内、965番3の内、965番4の内、965番13の内 | 6.00     | 40.34    |